



養育費の受け取りを 支援します

養育費は子どもの健やかな成長のため、生活を支える大切なものです。
ひとり親家庭の方が、養育費を確実に受け取れるよう支援します。

▶ 養育費に関する公正証書作成費用等助成

養育費の取決め（公正証書〈強制執行認諾約款付き〉、調停調書、審判書など）に
要する費用を助成します。（所得制限・金額上限なし）

対象経費

公証人手数料令に定められた公証人手数料、送達及び送達証明費用、
収入印紙代、戸籍謄本等添付書類取得費用など

▶ 養育費保証契約費用助成

保証会社と養育費保証契約を締結する際に要する経費のうち、保証料として
本人が負担する費用（上限5万円）を助成します。（所得制限あり）

対 象 者

申請日において次の要件をすべて満たす人

- ☐ 姫路市在住のひとり親
- ☐ 養育費の取決めにより、養育費を受け取る債務名義（※）を有していること
- ☐ 養育費の取決めの対象となる20歳未満の児童を扶養していること
- ☐ 過去にこの補助金のほか、他都市の同様の補助金を受給していないこと
- ☒ 養育費の取決めに係る経費を負担していること（作成費用助成の場合）
- ☐ 児童扶養手当の支給を受けている、又は同様の所得水準にあること（契約費用助成の場合）
- ☐ 保証会社と1年以上の養育費保証契約を結んでいること（契約費用助成の場合）

※債務名義とは、強制執行の権限が記載された公正証書や家庭裁判所で作成した調停調書、審判書、判決等を言います。これらを用いて、養育費の取決めが守られない場合に、強制執行の手続きを利用することができます。

申 請 期 限

取決めや保証契約をした年度の3月末までに申請してください。
申請が間に合わないやむを得ない理由がある場合は、事前にご相談ください。

お問い合わせ・申請先

姫路市 こども支援課

▶ 9時～17時（土日・祝日除く）

姫路市安田四丁目1番地（姫路市役所2階）
TEL: 079-221-2132

姫路市 養育費確保事業 [検索](#) 詳しくはHPへ

